

# こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2023年8月1日  
発行所  
オールフォーワングループ

国松司法書士法人  
行政書士国松偉公子事務所  
オールフォーワン土地家屋調査士事務所  
〒1850021  
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号  
ゼルコパビル 4 階  
Tel.0423000255 fax0423000256  
[office@kunimatu.jp](mailto:office@kunimatu.jp)

8月。皆さまどうかこの暑さを無事乗り切られることを祈ります。

百日紅（サルスベリ）が「ご覧なさい！私の夏よ！」と言わんばかりにピンク色に堂々と咲き誇る様子を見て、今年の夏も受け容れなければならないのだ、と心に言い聞かせるのは私だけでしょうか。

さて、今回は後見人等の選任申立について取りあげています。実は申立の際に提出する書類の多さに気後れしてしまう方も多いのです。特に財産関係の書類の準備にはストレスを感じるのではないのでしょうか。将来マイナンバーでデータが一元化されれば戸籍謄本や住民票の写しはもちろんのこと、預金通帳のコピーも添付不要になるのでしょうか。病院や介護関係の領収書のコピー、保険証券のコピーなども添付不要になり、財産目録も年間収支予定表もAIが勝手に作ってくれるかもしれません。理想はそうなのでしょうが現実はどうでしょう。お金に関する全てのことがマイナンバーで一元化されれば便利は便利ですが、諸刃の剣となってしまふ、という議論がここでも出てきそうです。誰に情報へのアクセス権限があるのか、裁判所書記官なのか、裁判官なのか、そう考えていくとマイナンバーによって全てが解決する、ということは現実的にはまだまだ考えにくいように思えて仕方ありません。

## IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

今月は今まで説明した制度を利用するための**後見人等の申立**についてご紹介します。

実際に、後見人等の申立をしようと考えたときにはどのような手続きが必要なのでしょう。住所地を管轄する家庭裁判所に、本人、配偶者、4親等以内の親族等（身寄りがない場合は市区町村長の申立も可能）が申し立てることになるのですが、まずは申立に必要な書類を揃えるところから始まります。

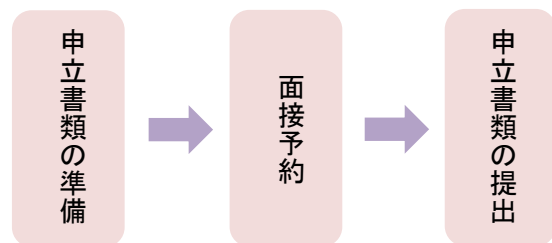
**本人情報シート、診断書、財産目録、収支予定表、戸籍、住民票、本人が登記されていないことの証明書など多くの書類が必要です。**本人情報シートはケアマネージャーが生活状況等を、診断書は主治医が病名、入院の有無や期間、財産管理や処理能力の程度について記載する欄があり、これらをもとに家庭裁判所が類型（後見、保佐、補助）を判断することになります。

また、このときに申立人や家族等を後見人等にしたい場合には、候補者として書類を提出します。しかし、あくまでも後見人等は家庭裁判所が選定するため、候補者が後見人等に選ばれるとは限りません。

ここまで書類が揃ったら、次に家庭裁判所との面接の予約を取り、漸く申立書の提出です。申立をするだけでもやらなければならないことがたくさんあります。ご自身で書類を用意するだけでも大変ですので、司法書士や弁護士といった専門職に相談するのも一つの方法ですね。

この先の流れについては、次号で詳しく見ていきましょう。

### 申立までの流れ



YouTube

国松偉公子の  
相続相談室  
(\*^o^\*)



★LINE★  
国松司法書士法人  
新アカウントで  
きました！！  
どうぞよろしく☆



必要書類の中にある、本人が登記されていないことの証明書とは何でしょうか。聞き慣れないものですが、これは自己が成年被後見人や被保佐人等ではないことを証明するものです。申立にあたり、既に成年被後見人等が登記されていないかを確認するために必要な書類です。これは法務局の窓口及び郵送で取得することができますが、支局や出張所では取り扱っていません。

